

労働者派遣個別契約書

滋賀県（派遣先）と（派遣元事業主）は、令和7年4月 日付けで締結された労働者派遣基本契約に基づき、次のとおり労働者派遣個別契約を締結する。

受注件名	土木事務所等への人材派遣業務		
派遣先事業所の名称及び所在地			
就業場所	Tel :		
組織単位	(組織の名称)		
指揮命令者	役職名 :	氏名 :	Tel :
派遣先責任者	役職名 :	氏名 :	Tel :
派遣先苦情受付者	役職名 :	氏名 :	Tel :
派遣元責任者	役職名 :	氏名 :	Tel :
派遣元苦情受付者	役職名 :	氏名 :	Tel :
派遣期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
時間外勤務			
安全及び衛生	派遣先・派遣元は労働者派遣法第44条から47条4の規定により自己に課された法律上の責任を負う		
福祉の増進のための便宜供与			
請求方法及び支払方法	請求書到着後30日以内 金融機関の振込手数料は発注者の負担とする		
派遣労働者の限定	派遣法第40条の2第1項に定める60歳以上の者に限定する。		
派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否か			
その他	1名あたりの就業日数は、4週10日を限度/1週20時間未満 とする。 計算単位時間： 1分単位		

派遣元事業主			
所在地			
届出受理番号		届出受理	

就業条件

業務内容			
従事する業務に伴う責任の程度			
就業日			
就業時間			
休憩時間			
派遣人数	名		
派遣料金	基本料金： 円/時 時間内深夜： 円/時 時間外： 円/時 時間外深夜： 円/時 休日： 円/時 休日深夜： 円/時 (消費税別)		
交通費			
手当			

□苦情処理方法、連携体制等

- (1) 派遣元事業主における苦情の申出を受ける者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- (2) 派遣先における苦情の申出を受ける者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- (3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

□労働者派遣契約の解除にあたって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図る措置

- (1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ
派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。
- (2) 就業機会の確保
派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。
- (3) 損害賠償等に係る適切な措置
派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。
- (4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示
派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

□紛争防止の措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用したいと申し入れがあり、派遣労働者が応じた場合には、職業紹介を経由して行うこととし、手数料については、派遣元事業主と派遣先で協議の上決定する。

上記のとおり契約が成立したので、本契約書を 2通作成し、各 1通保有する。

令和 7 年 4 月 日

派遣先 〒520-8577
大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 三日月 大造 印

派遣元事業主

印

実施事業所